

昭和四十八年九月十四日 参議院会議録第三十三号

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

八八八

中「十一万五千二百円」を「^五十三万^四五千^四二百円」に改める。

第五十条を削り、第五十条の二を第五十条とする。

附則第六条の三中「及び第十九条から第二十一条まで」を「第二十條及び第二十一条」に改める。

別表第二の下欄中「一八三、六〇〇円」を「^三九三、^六〇〇円」に、「一五〇、〇〇〇円」を「^三六九、^六〇〇円」に、「一〇五、六〇〇円」を「^三〇一、^四〇〇円」に、「一〇五、六〇〇円」を「^二四〇、^〇〇〇円」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四号第十号中「二百二十二万円」を「二百六十四万円」に改める。

附則第六条第一項ただし書中「十五万円」を「^二十^〇万^六千^四百^〇円」に改める。

附則第七号第五項中「第一条の四」を「第一条の五」に改める。

附則第十八条及び第十九条を次のように改める。

第十八条及び第十九条 削除

(昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第三条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の四の次に次の一条を加える。

(昭和四十八年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の五 前条第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、これらの規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額(その額が十一万円に一・一〇一を乗じて得た額をこえるときはその乗じて得た額とする旨の制限が適用されたものである場合には、これらの規定による年金額の改定の基礎となるべき平均標準給与の月額)に一・二三四を乗じて得た額を平均標準給与の月額とみなして、旧法(附則第五条を除く)の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条第二項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の六の次に次の二条を加える。

(昭和四十八年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の七 第二条の五第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、これらの規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額、旧法の平均標準給与の月額又は新法の平均標準給与の月額(その額が百三十二万円に一・一〇一を乗じて得た額をこえるときはその乗じて得た額とする旨の制限が適用

されたものである場合には、その制限が適用されないものとした場合にこれらの規定による年金額の改定の基礎となるべき平均標準給与の月額、旧法の平均標準給与の月額又は新法の平均標準給与の月額)に一・二三四を乗じて得た額をそれぞれ平均標準給与の月額、旧法の平均標準給与の月額又は新法の平均標準給与の月額(その額が百三十二万円に一・一〇一を乗じて得た額をこえるときはその乗じて得た額とする旨の制限が適用されたものである場合には、これらの規定による年金額の改定の基礎となるべき平均標準給与の月額)に一・二三四を乗じて得た額をそれぞれ平均標準給与の月額とみなして、法、附則第三項の規定による改正前の三十九年改正法附則又は農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条第二項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の八 第二条の六第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、これらの規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額、旧法の平均標準給与の月額又は新法の平均標準給与の月額(平均標準給与の月額又は新法の平均標準給与の月額にあつては、その額が、その計算の基礎となつた組合員期間のうち、昭和四十四年十月以前の期間にあつてはその月数を十一万円に、同年十一月以後の期間にあつてはその月数を十五万円にそれぞれ乗じ、これを合算して得た額を当該計算の基礎となつた組合員期間の月数で除し、その除して得た額の十二倍に相当す

る額に一・一〇一を乗じて得た額をこえるときはその乗じて得た額とする旨の制限、旧法の平均標準給与の仮定年額にあつては、その額が百八十万円に一・一〇一を乗じて得た額をこえるときはその乗じて得た額とする旨の制限が適用されたものである場合には、これらの規定による年金額の改定の基礎となるべき平均標準給与の月額、旧法の平均標準給与の月額又は新法の平均標準給与の月額(仮定年額又は新法の平均標準給与の月額とみなして、法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和四十五年四月一日以後昭和四十七年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和四十五年四月一日以後昭和四十七年三月三十一日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、そ

八八九

昭和四十八年九月十四日 参議院會議録第三十三号 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案 公有水面埋立法の一部を改正する法律案

八九〇

3 施行日前にこの法律による改正前の法第二十条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、施行日に職員となつたものとみなし、この法律による改正後の法第二十条の規定を適用してその標準給与を改定する。
(遺族の範囲に関する経過措置)

4 この法律による改正後の法第二十四条第一項の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

5 施行日前に組合員であつた者が施行日以後に死亡した場合において、その者の配偶者であつてこの法律による改正前の法第二十四条第一項の規定を適用するとならば同項に規定する遺族給付を受けるべき遺族となるものがあるときは、当該組合員であつた者の死亡に係るこの法律による改正後の法の規定による遺族給付(同法第二十八条第一項の規定による給付を含む。)については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができ、
(退職年金等の最低保障額の引上げ等に関する経過措置)

6 この法律による改正後の法第三十六条第二項ただし書、第三十七条の三第三項第一号、第四十六條第二項及び第三項第二号並びに別表第二並びにこの法律による改正後の三十九年改正法附則第六條第一項ただし書(同法附則第七條第一項及び第十六條第二項(同法附則第二十條において準用する場合を含む。))の規定によりその例により算定することとされる場合並びに同法附則第二十條において準用する場合を含む。の規定は、昭和四十八年十一月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

7 昭和四十八年十一月一日前に三十九年改正法による改正後の法(以下「新法」という。)の資

格喪失事由(組合員にあつては新法第十五條第二項各号に掲げる事由、任意継続組合員にあつては新法第十七條第六項各号に掲げる事由をいう。附則第九項において「新法の資格喪失事由」という。)に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日前に新法第三十九條第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金については、前項の規定にかかわらず、同年十一月分以後、同項に規定する規定(この法律による改正後の法第三十七條の三第三項第一号の規定を除く。)を適用する。

8 前項の規定の適用を受ける者が退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者(法第三十八條第一項ただし書に規定する額がない者を含む。、法第三十六條第三項ただし書(法第三十九條の二第三項において準用する場合を含む。))の規定により定める額を返還した者を除く。又はその遺族である場合における前項に規定する年金の額の調整その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9 昭和四十七年四月一日以後昭和四十八年十月三十一日以前に新法の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員についての当該資格喪失事由に係る新法の規定による通算退職年金については、同年十一月分以後、その額を、この法律による改正後の昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第四條第三項第一号に掲げる金額及び同條第四項において準用する同條第二項に規定する割合を考慮して、政令で定めるところにより算定した額に改定する。
(遺族年金に関する経過措置)

10 この法律による改正後の法第四十六條第一項の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた

給付については、なお従前の例による。
(旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置)

11 この法律による改正後の三十九年改正法附則第四條第十号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。
(再退職する更新組合員に係る従前の退職年金の算定に関する経過措置)

12 この法律による改正後の三十九年改正法附則第七條第五項の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付に係る従前の退職年金の額の算定について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付に係る従前の退職年金の額の算定については、なお従前の例による。
(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

13 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
附則第四十五條第一項及び第二項中「第五十條の二」を「第五十條」に改める。

〔亀井善彰君登壇、拍手〕
○亀井善彰君 ただいま議題となりました農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、農林漁業団体職員共済組合からの給付について、国家公務員共済等、他の共済組合制度に準じて、標準給与の上限及び下限の引き上げ、遺族年金の支給資格要件の緩和、退職年金等の最低保障額の引き上げ等の措置を講ずるとともに、既裁定年金についても所要の引き上げを行なうとするものであり、衆議院においては、他の年金制度に準じ、さらに最低保障額等を引き上げの修正が加えられております。

委員会におきましては、提案理由説明を聴取した後、質疑に入り、農林漁業団体職員の労働条件の改善をはじめ、年金の最低保障の額とその性格、年金の改定率の根拠、スライド制の導入と公的年金連絡調整会議における検討内容、国庫補助の増額、掛金の負担割合、年金の財政方式等について質疑が行なわれ、またこの間、参考人の意見も聴取し、審査を行ないましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わる、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は、原案どおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、本制度の給付内容のそのの充実をはかるため、国庫補助の引き上げ、年金のスライド制の制度化等、三項目の附帯決議を、こゝまた全会一致をもって行ないました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第二 公有水面埋立法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長野々山一三君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

公有水面埋立法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十八年六月二十八日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

公有水面埋立法の一部を改正する法律案

公有水面埋立法の一部を改正する法律案

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

本則中「勅令」を「政令」に、「地方長官」を「都道府県知事」に改める。

第一条第三項中「又ハ都市再開発法」を「都市再開発法又ハ新都市基盤整備法」に改める。

第二条に次の二項を加える。

前項ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ事項ヲ記載シタル願書ヲ都道府県知事ニ提出スベシ

一 氏名又ハ名称及住所並法人ニ在リテハ其ノ代表者ノ氏名及住所

二 埋立区域及埋立ニ関スル工事ノ施行区域

三 埋立地ノ用途

四 設計ノ概要

五 埋立ニ関スル工事ノ施行ニ要スル期間

前項ノ願書ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ図書ヲ添附スベシ

一 埋立区域及埋立ニ関スル工事ノ施行区域ヲ表示シタル図面

二 設計ノ概要ヲ表示シタル図書

三 資金計画書

四 埋立地(公用又ハ公共ノ用ニ供スル土地ヲ除ク)ヲ他人ニ譲渡シ又ハ他人ヲシテ使用セシムルコトヲ主タル目的トスル埋立ニ在リテハ其ノ処分方法及予定対価ノ額ヲ記載シタル書面

五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル図書

第三条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトモニ前条第二項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日より起算シ三週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願が却下セラレベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

都道府県知事前項ノ告示ヲ為シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ関係都道府県知事ニ通知スベシ

第一項ノ告示アリタルトキハ其ノ埋立ニ関シ利害関係有スル者ハ同項ノ縦覧期間満了ノ日迄都道府県知事ニ意見書ヲ提出スルコトヲ得

市町村長第一項ノ規定ニ依リ意見ヲ述べムトスルトキハ議會ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス

第四条中「アルトキハ」の下に「第一項ノ規定ニ依ルノ外」を加え、「ヲ除クノ外」を「ニ非ザレバ」に改め、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願左ノ各号ニ適合スト認ムル場合ヲ除クノ外埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ズ

一 国土利用上適正且合理的ナルコト

二 其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ十分配慮セラレタルモノナルコト

三 埋立地ノ用途ガ土地利用又ハ環境保全ニ関スル国又ハ地方公共団体(港務局ヲ含ム)ノ法律ニ基キ計画ニ違背セザルコト

四 埋立地ノ用途ニ照シ公共施設ノ配置及規模ガ適正ナルコト

五 第二条第三項第四号ノ埋立ニ在リテハ出願人ガ公共団体其ノ他政令ヲ以テ定ムル者ナルコト並埋立地ノ処分方法及予定対価ノ額ガ適正ナルコト

六 出願人ガ其ノ埋立ヲ遂行スルニ足ル資力及信用ヲ有スルコト

前項第四号及第五号ニ掲グル事項ニ付必要ナル技術的細目ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條中「前条」を「前条第三項」に改める。

第六條第一項及び第八條中「第四條」を「第四條第三項」に改める。

第十一條中「其ノ事件ノ要領」を「第二條第二項

第一号乃至第三号ニ掲グル事項」に改める。

第十三條第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第十三條ノ二 都道府県知事正當ノ事由アリト認ムルトキハ免許ヲ為シタル埋立ニ関シ埋立区域ノ縮小、埋立地ノ用途若ハ設計ノ概要ノ變更又ハ前條ノ期間ノ伸長ヲ許可スルコトヲ得

第三條、第四條第一項及第二項並第十一條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ埋立地ノ用途ノ變更ノ許可ニ関シ第四條第一項及第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ埋立区域ノ縮小又ハ設計ノ概要ノ變更ノ許可ニ関シ之ヲ準用ス

第二十二條に次の二項を加える。

都道府県知事前項ノ機功認可ヲ為シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ告示シ且地元市町村長ニ第十一條又ハ第十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ告示シタル事項及免許条件ヲ記載シタル書面並関係図書ヲ送付スベシ

市町村長ハ前項ノ告示ノ日より起算十年ヲ經過スル日迄同項ノ図書ヲ其ノ市町村ノ事務所ニ備置キ関係人ノ請求アリタルトキハ之ヲ閲覧セシムベシ

第二十三條中「前條ノ機功認可」を「前條第二項ノ告示ノ日」に改める。

第二十四條第一項中「第二十二條ノ機功認可」を「第二十二條第二項ノ告示」に、「機功認可ノ日」を「告示ノ日」に改める。

第二十六條中「第百五條」の下に「(新都市基盤整備法第四十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加え、「又ハ都市再開発法第八十七條第一項」を「都市再開発法第八十七條第一項又ハ新都市基盤整備法第四十條」に改める。

第二十七條を次のように改める。

第二十七條 第二十二條第二項ノ告示ノ日より起算十年間ハ第二十四條第一項ノ規定ニ依リ埋立地ノ所有權ヲ取得シタル者又ハ其ノ一般承継人當該埋立地ニ付所有權ヲ移転シ又ハ地上權、質權、使用貸借ニ依ル權利若ハ貸貸借其ノ他人

使用及収益ヲ目的トスル權利ヲ設定セムトスルトキハ當該移転又は設定ノ當事者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各号ノ一ニ該當スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 權利ヲ取得スル者ガ國又ハ公共団体ナルトキ

二 滞納処分、強制執行、競売法ニ依リ競売又ハ企業担保權ノ実行ニ因リ權利ガ移転スルトキ

三 法令ニ依リ取用又ハ使用セラルルトキ

都道府県知事ハ前項ノ許可ノ申請左ノ各号ニ適合スト認ムルトキハ之ヲ許可スベシ

一 申請手続ガ前項ノ命令ニ違反セザルコト

二 第二條第三項第四号ノ埋立以外ノ埋立ヲ為シタル者又ハ其ノ一般承継人ニ在リテハ權利ノ移転又ハ設定ニ付已ムコトヲ得ザル事由アルコト

三 權利ヲ移転シ又ハ設定セムトスル者ガ其ノ移転又ハ設定ニ因リ不當ニ受益セザルコト

四 權利ノ移転又ハ設定ノ相手方ノ選考方法ガ適正ナルコト

五 權利ノ移転又ハ設定ノ相手方ガ埋立地ヲ第十一條又ハ第十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ告示シタル用途ニ從ヒ自ラ利用スト認メラルコト

第二十八條中「前條第二項ノ登記ヲ為シタル」を削り、「設定又ハ譲渡」を「移転又ハ設定」に、「同條第一項」を「前條第一項」に改める。

第二十九條を次のように改める。

第二十九條 第二十四條第一項ノ規定ニ依リ埋立地ノ所有權ヲ取得シタル者又ハ其ノ一般承継人ハ第二十二條第二項ノ告示ノ日より起算十年内ニ埋立地ヲ第十一條又ハ第十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ告示シタル用途ト異ル用途ニ供セムトスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クベシ但シ公用又ハ公共ノ用ニ供セムトスルトキハ此ノ限ニ在ラズ

都道府県知事ハ前項ノ許可ノ申請左ノ各号ニ適

用及収益ヲ目的トスル權利ヲ設定セムトスルトキハ當該移転又は設定ノ當事者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各号ノ一ニ該當スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 權利ヲ取得スル者ガ國又ハ公共団体ナルトキ

二 滞納処分、強制執行、競売法ニ依リ競売又ハ企業担保權ノ実行ニ因リ權利ガ移転スルトキ

昭和四十八年九月十四日 参議院會議録第三十三号 公有水面埋立法の一部を改正する法律案

八九二

合スト認ムルトキハ之ヲ許可スベシ

一 申請手續が前項ノ命令ニ違反セザルコト

二 埋立地ノ第十一号又ハ第十三条ノ第二項ノ規定ニ依リ告示シタル用途ニ供セザルコト

三 埋立地ノ利用上適正且合理的ナルコト

四 供セムトスル用途が土地利用又ハ環境保全ニ関スル国又ハ地方公共団体(港務局ヲ含ム)ノ法律ニ基テ計画ニ適合セザルコト

第三十条中「前二条ノ」を削り、「対シ」の下に「災害防止ニ関シ」を加える。

第三十二条第一項中「埋立ニ関スル工事竣功認可」を「第二十二條第二項ノ告示ノ日」に改める。

第三十三条中「埋立ニ関スル工事竣功認可後」を「第二十二條第二項ノ告示アリタル後第二十九條第一項ノ規定」に改める。

第三十六條第二項及第三項を削る。

第三十九條中「二年」を「三年」に、「三千円」を「五十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十九條ノ二 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第二十七條第一項ノ規定ニ違反シタル者

二 第二十九條第一項ノ規定ニ違反シタル者

三 第三十三條ノ規定ニ依リ都道府県知事ノ命令ニ違反シタル者

第四十条中「二千円」を「二十万円」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「第二十七條第二項ノ登記ヲ為シタル」を削り、同号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 第二号第一項ノ免許ノ願書又ハ第二十七條第一項若ハ第二十九條第一項ノ許可ノ申請書ニ虚偽ノ記載ヲ為シテ提出シタル者

第四十条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十三條但書ノ規定ニ違反シ工作物ヲ設置シタル者

第四十一条中「又ハ第二十九條」を削り、「百円」

を「三万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十一条ノ二 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第三十九條乃至前条ニ規定スル違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

第四十二条第三項中「第三号」を「第二号第二項及第三項、第三号」に、「第十四条」を「第十三条ノ二(埋立地ノ用途又ハ設計ノ概要ノ變更ニ係ル部分ニ限ル)乃至」に、「及第四十四条」を「並第四十四条」に改め、「但シ」の下に「第十三条ノ二ノ規定ノ準用ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クベキ場合ニ於テハ之ニ代ヘ都道府県知事ノ承認ヲ受ケ」を加える。

第四十七条に次の一項を加える。

主務大臣ハ政令ヲ以テ定ムル埋立ニ関シ前項ノ認可ヲ為サムトスルトキハ環境保全上ノ観点ヨリスル環境庁長官ノ意見ヲ求ムベシ

第四十九條を次のように改める。

第四十九條 削除

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正前の公有水面埋立法(以下「旧法」という。)第二条の免許に係る埋立て、当該埋立てに係る登記並びに当該埋立てに係る埋立地に関する権利を取得した者の義務については、なお従前の例による。

3 旧法第二条の免許の出願をした者(同条の免許に関する処分を受けた者を除く。以下「旧法による出願人」という。)が提出した当該出願に係る図書は、この法律による改正後の公有水面埋立法(以下「新法」という。)第二条第二項又は

第三項に規定する図書とみなす。

4 都道府県知事は、新法の適用上必要と認められる範囲内において、旧法による出願人に対し、図書の補完を命ずることができる。

5 旧法による出願人の出願に係る埋立てについては、新法第三条第一項中「遅滞ナク」とあるのは、公有水面埋立法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)ノ施行後遅滞ナク」と、「前条第二項各号ニ掲グル事項」とあるのは「前条第二項各号ニ掲グル事項ニ相当スル事項」とし、新法第十一条中「第二条第二項第一号乃至第三号ニ掲グル事項」とあるのは「第二条第二項第一号乃至第三号ニ掲グル事項ニ相当スル事項」とする。

6 都道府県知事は旧法第三条の規定により意見を徴した旧法による出願人の出願に係る埋立てについては、新法第三条第一項の規定により地元市町村長の意見を徴することを要しない。

7 附則第二項の規定は旧法第四十二条第一項の承認に係る埋立てについて、附則第三項及び第四項の規定は旧法第四十二条第一項の承認の申請に係る図書について、前二項の規定は旧法第四十二条第一項の承認の申請をした者の行なう埋立てについて準用する。この場合において、附則第四項中「命ずる」とあるのは、「求める」と読み替えるものとする。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(港灣法の一部改正)

9 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

第五十八條第二項中「港灣区域内」の下に「又は港灣区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地」を加える。

(土地区画整理法の一部改正)

10 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第三百三十一條中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

(都市計画法の一部改正)

11 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第七号中「第二条」を「第二条第一項」に、「第二十二條の竣功認可を受けていない」を「第二十二條第二項の告示がない」に改める。

第三十三條第三項中「第二十二條の竣功認可を受けた」を「第二十二條第二項の告示があつた」に改め、「であつて同法第二十七條の処分の制限の登記がされているもの」を削り、「第二条」を「第二条第一項」に改める。

(海洋汚染防止法の一部改正)

12 海洋汚染防止法(昭和四十五年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項第二号中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

(野々山一三君登壇、拍手)

○野々山一三君 たいだいま議題となりました公有水面埋立法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、公有水面の適正かつ合理的な利用に資するため、所要の改正をしようとするものであります。

そのおもな内容は、第一に、都道府県知事は、埋め立て免許の出願事項を公衆の縦覧に供し、地元市町村長の意見を徴する等、埋め立てに利害関係者の意見を反映させる措置を講じたこと。第二に、埋め立ての免許基準を明確に法定したこと。第三に、竣功認可の告示後十年間は、埋め立て人等が埋め立て地についての所有権の移転等をなし、または用途変更をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならないものとすし、その許可基準を明確に規定したこと。第四

に、主務大臣は、大規模埋立て等について認可しようとするときは、環境庁長官の意見を求めなければならないこと。第五に、埋め立ての追認制度を廃止したこと等であります。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するなど、慎重に審査を行ないましたが、その質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して竹内委員より、本案に賛成する旨の発言があり、さらに日本社会党を代表して沢田委員、公明党を代表して藤原委員、民社党を代表して高山委員、日本共産党を代表して春日委員より、それぞれ反対する旨の発言があり、採決の結果、本案は多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し山内委員より、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、第二院クラブの共同提案にかかる附帯決議案が提出されました。

そのおもな内容は、公有水面埋立法を抜本的に検討し、所要の法整備を行なうこと。総合的な海域管理制度を確立すること。地方公共団体等の行なう埋め立てについては、埋め立て地の貸付方式を検討すること。埋め立て地の環境整備のため、建設率の強化、公園、緑地等によるオープンスペースの確保について基準を設けるよう検討すること。埋め立ての免許または認可にあたっては、埋め立て及び埋め立て地の利用が環境に及ぼす影響について調査を行ない、利害関係者等の意見が十分反映するよう配慮すること。その他、自然資源の保護につき、また、生活基盤を失うこととなる者等に対する生活再建のための措置につき配慮すること、及び埋め立ての認可にあたっては、環境庁長官の意見を尊重すること等、八項目からなるものであります。

採決の結果、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします

す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第三 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案

日程第四 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長佐田一郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年六月二十八日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律

工場立地の調査等に関する法律(昭和三十四年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

工場立地法

第一条中「工場立地の適正化を図るため、工場又は事業場の設置に関する助言又は勧告を」と「工場立地の適正化を図るため、工場又は事業場の設置に関する助言又は勧告を」と

環境の保全を図るため、工場又は事業場の設置に関する助言又は勧告を」と

環境の保全を図るため、工場又は事業場の設置に関する助言又は勧告を」と

環境の保全を図るため、工場又は事業場の設置に関する助言又は勧告を」と

環境の保全を図るため、工場又は事業場の設置に関する助言又は勧告を」と

環境の保全を図るため、工場又は事業場の設置に関する助言又は勧告を」と

環境の保全を図るため、工場又は事業場の設置に関する助言又は勧告を」と

環境の保全を図るため、工場又は事業場の設置に関する助言又は勧告を」と

環境の保全を図るため、工場又は事業場の設置に関する助言又は勧告を」と

環境の保全を図るため、工場又は事業場の設置に関する助言又は勧告を」と

環境の保全を図るため、工場又は事業場の設置に関する助言又は勧告を」と

環境の保全を図るため、工場又は事業場の設置に関する助言又は勧告を」と

環境の保全を図るため、工場又は事業場の設置に関する助言又は勧告を」と

環境の保全を図るため、工場又は事業場の設置に関する助言又は勧告を」と

環境の保全を図るため、工場又は事業場の設置に関する助言又は勧告を」と

環境の保全を図るため、工場又は事業場の設置に関する助言又は勧告を」と

環境の保全を図るため、工場又は事業場の設置に関する助言又は勧告を」と

環境の保全を図るため、工場又は事業場の設置に関する助言又は勧告を」と

環境の保全を図るため、工場又は事業場の設置に関する助言又は勧告を」と

項につき、製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する準則を公表するものとする。

一 製造業等の業種の区分に応じ、生産施設(物品の製造施設、加工修理施設その他の省令で定める施設をいう。以下同じ。)、緑地(植栽その他の省令で定める施設をいう。以下同じ。)、及び環境施設(緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして省令で定めるものをいう。以下同じ。))のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項

二 環境施設及び設置の場所により工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の悪化をもちたすおそれがある施設で省令で定めるものの配置に関する事項

三 前二号に掲げる事項の特例に関する事項で、工業団地(製造業等に係る二以上の工場又は事業場の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。以下同じ。))に工場又は事業場を設置する場合に工業団地について一体として配慮することが適切であると認められるもの

第六条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

製造業等に係る工場又は事業場(政令で定める業種に属するものを除く。)であつて、一の団地内における敷地面積又は建築物の建築面積の合計が政令で定める規模以上であるもの(以下「特定工場」という。の)の新設(敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。以下同じ。))をしようとする者は、省令で定めるところにより、次の事項を通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二条第四項に規定する地

に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二条第四項に規定する地

に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二条第四項に規定する地

に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二条第四項に規定する地

に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二条第四項に規定する地

に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二条第四項に規定する地

に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二条第四項に規定する地

に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二条第四項に規定する地

に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二条第四項に規定する地

に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二条第四項に規定する地

に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二条第四項に規定する地

に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二条第四項に規定する地

に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二条第四項に規定する地

に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二条第四項に規定する地

に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二条第四項に規定する地

区のうち同項の規定による調査の結果に基づき大気又は水質に係る公害の防止につき特に配慮する必要があると認められる地区で通商産業大臣が工場立地及び工業用水審議会の意見をきいて指定するもの(以下「指定地区」という。)に属しない場合には、第六号の事項については、この限りでない。

第六号第一項第二号中、「その内容」を「加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「設置のための工事の開始の日」を「新設のための工事の開始の予定日」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号の次に次の三号を加える。

四 特定工場の敷地面積及び建築面積

五 特定工場における生産施設、緑地及び環境施設的面積並びに環境施設及び第四号第一項第二号の省令で定める施設の配置(工業団地に特定工場の新設をする場合には、当該工業団地の面積並びに緑地、環境施設その他の省令で定める施設の面積及び環境施設の配置を含む。)

六 特定工場における大気又は水質に係る公害の原因となる省令で定める物質(以下「汚染物質」という。)の最大排出予定量及びその予定量をこえないこととするための措置(当該汚染物質に係る燃料及び原材料の使用に関する計画、公害防止施設の設置その他の措置を含む。)

3 特定工場に係る事業を所管する大臣は、第一

項の規定による届出で当該特定工場の設置の場所が指定地区に属するものを受理したときは、遅滞なく、その届出書の写しを環境庁長官に送付するものとする。

第七号及び第八号を次のように改める。

第七号 前条第一項の規定に基づく政令の改廃の際現に当該政令の改廃により新たに同項の規定の適用を受けることとなる特定工場の設置をし

ている者(当該特定工場の新設のための工事をしている者を含む。)は、当該特定工場に係る同項第二号又は第四号から第六号までの事項(同項第五号の事項にあつては、当該特定工場内の生産施設、緑地若しくは環境施設的面積又は環境施設若しくは第四号第一項第二号の省令で定める施設の配置に係る事項に限り、前条第一項第六号の事項にあつては、当該特定工場の設置の場所が指定地区に属する場合に限る。次条第一項において同じ。)に係る変更(省令で定める軽微なものを除く。)で当該特定工場となる日以後最初に行なわれるものをしようとするときは、省令で定めるところにより、その旨及び前条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項で当該変更に係るもの以外のものを通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣に届け出なければならぬ。ただし、当該特定工場の設置の場所が指定地区に属しない場合には、同項第六号の事項については、この限りでない。

2 前条第二項の規定は前項の規定による届出について、同条第三項の規定は前項の規定による届出のあつた場合について、それぞれ準用する。(変更の届出)

第八号 第六号第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定工場に係る第六号第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更(前条第一項の省令で定める軽微なものを除く。)をしようとするときは、省令で定めるところにより、その旨(当該変更が、指定地区の指定のあつた現況に当該指定地区において設置されておたり又は新設のための工事がされている特定工場についての同項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更で当該指定の日以後最初に行なわれるものであり、かつ、その変更に係る事項が同項第六号の事項以外の事項である場合には、その旨及び同号の事項)を通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を

所管する大臣に届け出なければならない。

2 第六号第二項の規定は前項の規定による届出について、同条第三項の規定は前項の規定による届出のあつた場合について、それぞれ準用する。

第九号第一項中「第六号第一項」の下に、「第七号第一項又は前条第一項」に係る事項の下に「敷地面積又は建築物の建築面積の増加をすることにより特定工場となる場合に係る第六号第一項の規定による届出の場合には、当該増加に係る部分に限り、第七号第一項又は前条第一項の規定による届出の場合には、当該変更に係る部分に限る。以下同じ。のうちに第六号第一項第五号及び第六号の事項以外の事項を加え、工場立地及び工業用水審議会の意見をきいて」を削り、同項第一号中「設置によつてその周辺一帯」を「新設又は第七号第一項若しくは前条第一項の規定による届出に係る変更(以下「新設等」という。)によつてその周辺の地域」に改め、同項第二号中「設置」を「新設等」に改める。

第九号第二項中「前項」を「前二項」に改め、「第六号第一項」の下に、「第七号第一項又は前条第一項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特定工場に係る事業を所管する大臣は、第六号第一項、第七号第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項のうち第六号第一項第五号の事項が第一号に該当し、又は同項第六号の事項が第二号に該当するときは、通商産業大臣に協議して、その届出をした者に対し、同項第五号又は第六号の事項に関し必要な事項について勧告をすることが出来る。

一 第四号第一項の規定により公表された準則に適合せず、特定工場の周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがある」と認められるとき。

二 特定工場の設置の場所が指定地区に属する場合において、当該特定工場からの汚染物質

の排出が当該指定地区において設置され又は設置されると予想される特定工場からの汚染物質の排出と一体となることによりその周辺の地域における大気又はその周辺の公共用水域における水質に係る公害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

第十一条から第十五条までを削り、第十条第二項を削り、同条を第十五条の三とし、同条の次に次の二条を加える。

(経過措置)

第十五条の四 この法律の規定に基づき政令又は省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第十五条の五 この法律の規定により通商産業大臣又は特定工場に係る事業を所管する大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行なわせることができる。

第九号の次に次の七条を加える。

(変更命令)

第十号 特定工場に係る事業を所管する大臣は、前条第二項の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行なわれることにより同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することがきわめて困難となると認めるときは、通商産業大臣に協議して、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る事項の変更を命ずることが出来る。

2 前項の規定による命令は、当該勧告に係る届出のあつた日から九十日以内にしなければならぬ。

(実施の制限)

第十一条 第六号第一項の規定による届出をした者、第七号第一項の規定による届出をした者又

は第八條第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から九十日を経過した後でなければ、それぞれ、当該特定工場の新設をし、又は第七條第一項若しくは第八條第一項の規定による届出に係る変更をしてはならない。

2 通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣は、第六條第一項、第七條第一項又は第八條第一項の規定による届出に係る事項のうち第六條第一項第五号及び第六号の事項以外の事項について、その内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

3 特定工場に係る事業を所管する大臣は、第六條第一項、第七條第一項又は第八條第一項の規定による届出に係る事項のうち第六條第一項第五号又は第六号の事項について、その内容が相当であると認めるときは、通商産業大臣に協議して、第一項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名等の変更の届出)

第十二條 第六條第一項又は第七條第一項の規定による届出をした者は、第六條第一項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣に届け出なければならない。

2 第六條第三項の規定は、前項の規定による届出のあつた場合について準用する。

(承継)

第十三條 第六條第一項又は第七條第一項の規定による届出をした者から当該特定工場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定工場に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第六條第一項又は第七條第一項の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第六條第一項又は第七條第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣に届け出なければならない。

4 第六條第三項の規定は、前項の規定による届出のあつた場合について準用する。

(認定)

第十四條 事業者で、当該事業の用に供している建築物若しくは機械若しくは装置の廃棄又は当該機械若しくは装置の譲渡をすることにより環境施設の整備をしようとするものは、当該環境施設の整備に関する計画を当該事業を所管する大臣に提出して、その計画が当該工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に著しく寄与するものである旨の認定を受けることができる。

2 当該事業を所管する大臣は、前項の認定をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、第一項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(課税の特例)

第十五條 前条第一項の認定を受けた事業者が当該事業の用に供している減価償却資産を同項の認定を受けた計画に従つて廃棄又は譲渡をするときは、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、当該事業者に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

(国の援助)

第十五條の二 国は、工場立地の適正化を円滑に推進するため、工場又は事業場に係る環境施設の整備につき、必要な資金のあつせんその他の援助に努めるものとする。

第十六條(同条の前の見出しを除く。)及び第十七條を次のように改める。

第十六條 次の各号の一に該当する者は、六月以

下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第六條第一項、第七條第一項又は第八條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十條第一項の規定による命令に違反した者

第十七條 第十一條第一項の規定に違反した者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第十八條中「前二條」を「前三條」に、「罰金」を「罰金刑」に改め、同条を第十九條とし、第十七條の次に次の一條を加える。

第十八條 第十五條の三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第十九條の次に次の一條を加える。

第二十條 第十二條第一項又は第十三條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二條 この法律の施行の際改正後の工場立地法(以下「新法」という。)第六條第一項に規定する特定工場(以下「新法特定工場」という。)の新設(敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより新法特定工場となる場合を含む。以下同じ。)のため

の工事をしていゝ者又はこの法律の施行の日から九十日を経過する日までに新法特定工場の新設のための工事を開始する者に係る当該新法特定工場の新設については、同項の規定は適用せず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日から九十日を経過した日以後に新法特定工場の新設のための工事を開始

する者で、当該新法特定工場につきこの法律の施行の際改正前の工場立地の調査等に関する法律(以下「旧法」という。)第六條第一項の規定による届出をしていゝものは、当該新法特定工場の新設については、新法第六條第一項の規定にかかわらず、同項第二号から第四号まで及び第七号の事項について届け出ることを要しない。

3

この法律の施行の日から九十日を経過する日までに旧法第六條第一項に規定する特定工場(以下「旧法特定工場」という。)の設置(既存の施設の用途を変更することにより旧法特定工場となる場合を含むものとし、第一項に該当することとなる場合を除く。以下この項において同じ。)のための工事を開始する者に係る当該旧法特定工場の設置については、なお従前の例による。

第三條 前条第一項に規定する者又はこの法律の施行の際新法特定工場の設置をしていゝ者は、新法第六條第一項第二号又は第四号から第六号までの事項(同項第五号の事項にあつては、当該新法特定工場内の新法第四條第一項第一号に規定する生産施設、緑地若しくは環境施設の面積又は同号に規定する環境施設若しくは同項第二号の省令で定める施設の配置に係る事項に限る。新法第六條第一項第六号の事項にあつては、当該新法特定工場の設置の場所が同項ただし書に規定する指定地区に属する場合に限る。)に係る変更(新法第七條第一項の省令で定める軽微なものを除く。)でこの法律の施行の日から九十日を経過した日以後最初に行なわれるものをしようとするときは、省令で定めるところにより、その旨及び新法第六條第一項第二号又は第四号から第六号までの事項で当該変更に係るもの以外のものを通商産業大臣及び当該新法特定工場に係る事業を所管する大臣に届け出なければならない。ただし、当該新法特定工場の設置の場所が同項ただし書に規定する指定地区に属しない場合には、同項第六号の事項については、

設をする者が二人以上である場合においては、これらの者の全部が、又はその一部が共同して当該表示を掲げるとともに、当該届出を行なうことができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出(同項の規定により一の建物について二以上の届出がある場合には、その最初の届出)があつたときは、通商産業省令で定めるところにより、その届出に係る建物における小売業の事業活動について調整が行なわれることがある旨の公示をしなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項に規定する建物について同項の規定による届出がない場合において、必要があると認めるときは、その建物につき前二項の規定の例により表示及び公示をすることができる。

4 第一項に規定する建物の床面積を変更し、又はその建物の全部若しくは一部の用途を変更することによりその建物内の店舗面積を基準面積未満とする者は、同項又は前項の表示を除去するとともに、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

5 通商産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、通商産業省令で定めるところにより、その届出に係る建物に係る第二項又は第三項の公示がその効力を失う旨の公示をしなければならない。

6 通商産業大臣は、その店舗面積が基準面積未満となつた大規模小売店舗について第四項の規定による届出がない場合において、必要があると認めるときは、その大規模小売店舗につき前項の規定の例により公示をすることができる。

7 第一項に規定する建物の新設をする者は、第二項又は第三項の公示があつた後でなければ、その建物の全部又は一部を、基準面積をこえて小売業を営むための店舗の用に供し、又は供させてはならない。

8 第一項の規定の適用については、屋根、柱又は壁を共通にする建物(当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によつて二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分)及び通路によつて接続され、機能为一体となつて二以上の建物は、これを一の建物とし、その建物に附属建物があるときは、これをあわせたるものをもつて一の建物とする。

(大規模小売店舗における小売業の営業開始等の制限)

第四條 大規模小売店舗においては、その大規模小売店舗について前条第二項又は第三項の公示がされた日から六月を経過した後でなければ、何人も、新たに小売業を営んではならない。

2 前条第二項又は第三項の公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいる者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該大規模小売店舗における店舗面積を増加してはならない。

(大規模小売店舗における小売業者の届出)

第五條 大規模小売店舗において小売業を営もうとする者は、大規模小売店舗ごとに、その営業の開始の日(以下「開店日」という。)の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 大規模小売店舗の所在地

三 開店日

四 店舗面積

2 第三條第二項又は第三項の公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいる者は、その公示の日から二月以内に、前項第一号、第二号及び第四号の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、通商産業省令

で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

(開店日の繰上げ等の届出)

第六條 前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る開店日の繰上げをしようとするときは、繰上げ後の開店日の四月前までに、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 前条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、その届出に係る店舗面積の増加をしようとするときは、店舗面積を増加する日の四月前までに、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定による届出に準用する。

(変更勧告)

第七條 通商産業大臣は、第五條第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る大規模小売店舗の周辺の人口の規模及びその推移、中小小売業の近代化の見通し、他の大規模小売店舗の配置及び当該他の大規模小売店舗における小売業の現状等の事情を考慮して、その届出に係る事項が実施されることによりその届出に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうかを審査し、そのおそれがあると認めるときは、大規模小売店舗審議会の意見をきいて、その届出を受理した日から三月以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る開店日を繰り下げ、又は店舗面積を減少すべきことを勧告することができる。

2 大規模小売店舗審議会は、前項の規定により意見を書かれた場合において、その意見を定めようとするときは、その大規模小売店舗の所在地がその地区内にある商工会議所又は商工会の意見及び

○消費者又はその団体、小売業者又はその団体その他及び○通商産業省令で定めるところにより申出をした者の意見をきかなければならない。

(変更命令)

第八條 通商産業大臣は、前条第一項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、同項に規定する事態が生じ、中小小売業の利益が著しく害されるおそれがあると認めるときは、大規模小売店舗審議会の意見をきいて、その届出を受理した日から四月以内に限り、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る開店日を繰り下げ、又は店舗面積を減少すべきことを命ずることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により大規模小売店舗審議会の意見を書かれた場合に準用する。

(閉店時刻及び休業日数)

第九條 大規模小売店舗において小売業を営もうとする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日までに、その閉店時刻を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、その閉店時刻が通商産業省令で定める時刻以前であるときは、この限りでない。

2 大規模小売店舗において小売業を営もうとする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日までに、その休業日数を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、その休業日数が通商産業省令で定める日数以上であるときは、この限りでない。

3 大規模小売店舗において小売業を営んでいる者は、その閉店時刻の繰下げ又は休業日数の減少をしようとするときは、あらかじめ、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、繰下げ後の閉店時刻が第一項の通商産業省令で定める時刻以前であるとき、若しくは減少後の休業日数が前項の通商産業省令で定める日数以上であるとき、又は閉店時刻の繰下げ若しくは休業日数の減少が通商産業省令で定める

軽微なものであるときは、この限りでない。

4 第七條の規定は前三項の規定による届出に係る届出に、前條の規定は前三項の規定による届出に係る届出に、それぞれ準用する。この場合において、第七條第一項及び前條第一項中「開店日を繰り下げ、又は店舗面積を減少すべきこと」とあるのは、「閉店時刻を繰り上げ、又は休業日数を増加すべきこと」と読み替へるものとする。

(改善勧告)

第十條 通商産業大臣は、大規模小売店舗における小売業者の顧客の送迎その他の営業に関する行為がその大規模小売店舗における小売業者の事業活動を通じてその周辺の中小小売業者の事業活動に影響を及ぼすおそれがある場合において、その中小小売業者の維持育成を図るため特に必要があると認めるときは、その営業に関する行為を行なつてゐる小売業者に対し、その営業に関する行為をしないように勧告することができ、その旨を公表しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(消費者に対する配慮等)

第十一條 通商産業大臣は、第七條第一項(第九條第四項において準用する場合を含む)、第八條第一項(第九條第四項において準用する場合を含む)又は前條第一項に規定する措置の運用に当たつては、消費者の利益の保護について配慮し、あわせて、大規模小売店舗における中小小売業者の近代化その他の小売業者の事業活動の円滑な遂行に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第十二條 第五條第一項又は第二項の規定による届出をした者は、第六條第一項又は第二項の規定による届出を要する場合を除き、その届出に係る第五條第一項各号に掲げる事項の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、通商産業省

令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第九條第一項又は第二項の規定による届出をした者は、その届出に係る閉店時刻の繰上げ又は休業日数の増加をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

(承継)

第十三條 第五條第一項若しくは第二項又は第九條第一項から第三項までの規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その届出をした者の地位を承継する。

2 前項の規定により第五條第一項若しくは第二項又は第九條第一項から第三項までの規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から一月以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(営業の停止)

第十四條 通商産業大臣は、大規模小売店舗における小売業者が第四條、第五條第一項、第六條第一項若しくは第二項若しくは第九條第一項から第三項までの規定に違反し、又は第八條第一項(第九條第四項において準用する場合を含む)の規定による命令に違反したときは、その小売業者に対し、一年以内の期間を定めてその小売業者の営業の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、第三條第一項に規定する建物で同条第二項または第三項の公示がされてゐないものにおける小売業者が、その建物が明らかに同条第一項に規定する建物に該当することを知つてゐると認められる場合において、その者の事業活動がその周辺の中小小売業者の事業活動に著しい影響を及ぼしていると認めるときは、その小売業者に対し、一年以内の期間を定めてその小売業者の営業の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

めてその小売業者の営業の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

第三章 雑則

(商工会議所等への通知)

第十五條 通商産業大臣は、第五條第一項、第六條第一項若しくは第二項又は第九條第一項から第三項までの規定による届出があつたときは、その届出に係る開店日、店舗面積その他その大規模小売店舗における小売業者の事業活動に対応してその周辺の中小小売業者の近代化を行なうに際し参考となる事項で通商産業省令で定めるものを、その大規模小売店舗の所在地がその地区内にある商工会議所又は商工会に通知するものとする。

(報告及び立入検査)

第十六條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第三條第一項に規定する建物を設置する者若しくは大規模小売店舗における小売業者に対し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは店舗に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(異議申立ての手續における聴聞)

第十七條 通商産業大臣は、第八條第一項(第九條第四項において準用する場合を含む)又は第十四條の規定による命令についての異議申立てがあつたときは、異議申立人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

に對し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べた機会を与へなければならない。

第四章 罰則

第十八條 第八條第一項(第九條第四項において準用する場合を含む)又は第十四條の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第十九條 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三條第七項又は第四條の規定に違反した者

二 第五條第一項若しくは第二項、第六條第一項若しくは第二項又は第九條第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十條 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二條又は第十三條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(百貨店法の廃止)

第二條 百貨店法(昭和三十一年法律第十六号)は、廃止する。

(経過措置)

第三條 この法律の施行の際前條の規定による廃止前の百貨店法(以下旧法)という。第三條又は第六條第一項の許可の申請をしてゐる者の当

該申請に関する旧法第三条、第五条、第六条、第二十条、第二十一条及び第二十四条の規定に係る事項については、なお従前の例による。この場合において、旧法第五条第二項及び第三項中「百貨店審議会」とあるのは、「大規模小売店舗審議会」とする。

第四条 この法律の施行の際第三項第一項に規定する建物を設置している者（小売業を営むための店舗以外の用に供し又は供させるための建物の一部を設置している者を除く。以下同じ。）は、この法律の施行の日から起算して一月以内に、その建物の見やすい場所に通商産業省令で定めるところにより同項の表示を掲げるとともに、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、当該建物を設置している者が二人以上である場合においては、これらの者の全部が、又はその一部が共同して当該表示を掲げるとともに、当該届出を行なうことができる。

2 前項の規定による届出は、第三条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による届出とみなす。

3 この法律の施行の際第三項第一項に規定する建物を設置している者は、同条第二項又は第三項の公示があつた後でなければ、その建物の全部又は一部を、この法律の施行の際供し又は供させている店舗面積をこえて小売業を営むための店舗の用に供し、又は供させてはならない。

第五条 第四条の規定は、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

第六条 この法律の施行後第三条第一項に規定する建物において小売業を営もうとする者であつて、その店舗につき、この法律の施行の際旧法第三条若しくは第六条第一項の許可を受けているもの又は附則第三条の規定により従前の例によるものとされる旧法第三条若しくは第六条第一項の許可を受けたものについては、第五条第一項の規定は、適用しない。

2 前項に規定する者は、第六条第一項若しくは第二項、第十二条第一項又は第十三条の規定の適用については、当該店舗につき第五条第一項

の規定による届出をしたものとみなす。

3 この法律の施行の際第三項第一項に規定する建物において小売業を営んでいる者であつて、その店舗につきこの法律の施行の際旧法第三条又は第六条第一項の許可を受けているものについては、第五条第二項の規定は、適用しない。

4 前項に規定する者は、第六条第二項、第十二条第一項又は第十三条の規定の適用については、当該店舗につき第五条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

5 この法律の施行の際第三項第一項に規定する建物において小売業を営んでいる者であつて、その店舗につき、この法律の施行の際旧法第六条第一項の許可を受けているもの又は附則第三条の規定により従前の例によるものとされる旧法第六条第一項の許可を受けたものについては、第六条第二項の規定は、適用しない。

第七條 この法律の施行の日から起算して四月を経過する日までに大規模小売店舗において小売業を営もうとする者（旧法第二条に規定する百貨店業を営もうとする者を除く。）に関する第五條第一項の規定の適用については、同項中「その営業の開始の日（以下「開店日」という。）の四月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

第八條 この法律の施行の日から起算して四月を経過する日までに大規模小売店舗において小売業を営む者（旧法第二条に規定する百貨店業を営む者を除く。）に関する第六條第一項又は第二項の規定の適用については、同条第一項中「繰上げ後の開店日の四月前までに」とあり、同条第二項中「店舗面積を増加する日の四月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

が同条第一項の通商産業省令で定める時刻以前であるときは、この限りでない。

2 この法律の施行の際第三項第一項に規定する建物において小売業を営んでいる者は、当該建物ごとに、休業日数の減少につき第九條第三項の規定による届出をした場合を除き、この法律の施行の日から起算して一年以内、その休業日数を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、その休業日数が同条第二項の通商産業省令で定める日数以上であるときは、この限りでない。

3 前二項の規定による届出は、第十二条第二項及び第十三条の規定の適用については、第九條第一項又は第二項の規定による届出とみなす。

4 第九條第四項及び第十五條の規定は、第一項又は第二項の規定による届出があつた場合について準用する。

5 第十一條の規定は、前項において準用する第九條第四項において準用する第七條第一項又は第八條第一項に規定する措置の運用について準用する。

6 第十四條第一項の規定は、第一項又は第二項に規定する小売業を営んでいる者が第一項若しくは第二項の規定に違反し、又は第四項において準用する第九條第四項において準用する第八條第一項の規定による命令に違反した場合について準用する。

（小売商業調整特別措置法の一部改正）

第十二條 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「百貨店法（昭和三十一年法律第十六号）第六條第一項に規定する百貨店業者と」を「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗において小売業を営む者とその周辺の」に改める。

（罰則改正）

第十三條 罰則改正法（昭和三十六年法律第五百十九号）の一部を次のように改正する。

第十五條第三項中「百貨店業者（百貨店法（昭和三十一年法律第十六号）第三条の許可を受けた者をいう。）を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗において小売業を営む者」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十四條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第三十二号を次のように改める。

三十一 削除

（通商産業省設置法の一部改正）

第十五條 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十号を次のように改める。

第三十 大規模小売店舗における小売業に關し必要な命令をすること。

第九條第八号中「百貨店業」の下に「その他大規模小売店舗における小売業」を加える。

昭和四十八年九月十四日 参議院會議録第三十三号

第二十五条第一項の表中百貨店審議会の項を次のように改める。

大規模小売店舗審議会
百貨店業その他大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議すること。

〔佐田一郎君登壇、拍手〕

○佐田一郎君 たいま議題となりました二法案について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案は、題名を工場立地法に改めるとともに、工場立地に際しての敷地利用のあり方に関する規制を強化し、あわせて大規模な工場が集中して設置されると予想される地域についての特別の規制を新たに追加しようとするものであります。

なお、衆議院において、第一条の目的の規定に「工場立地の適正化に資するため」とあったのを「工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行なわれるようにするため」に改める等の修正が行なわれております。

委員会におきましては、日本列島改造論及び工業再配置促進法との関係、コンビナートの防災等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わって、討論なく、採決の結果、本法律案は、多数をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、環境問題の改善、コンビナートの防災体制を確立することに努力すべき旨の附帯決議が付されました。

次に、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案は、現行の百貨店法の目的に「消費者の利益の保護」を加えるとともに、従来、法の対象外であった大型スーパー等も新たに対象にして、従来の許可制を届出、審査、勸

告、命令という体系に改めようとするものであります。

なお、衆議院において、通産大臣が店舗面積の削減等について変更勧告する際、審議会において意見を述べることができ者に、消費者、小売業者等を明記する等の修正が行なわれております。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するとともに、流通の近代化、消費者の利益の保護、事前審査制度等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わって、討論なく、採決の結果、本法律案は、多数をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。まず、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第五 雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案
日程第六 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案
日程第七 船員保険法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長大橋和孝君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十八年七月三日

衆議院議長 河野 謙三殿
参議院議長 前尾繁三郎

(小字及び一は衆議院修正)

雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案
雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律

改正する法律
(雇用対策法の一部改正)

第一条 雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「中高年齢者等の雇用の促進(第十九条・第二十条)」を「中高年齢者等の職業の安定(第十九条・第二十条の四)」に改める。

第三条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 高年齢者の職業の安定を図るため、定年の引上げの円滑な実施を促進するために必要な施策を充実すること。

第六章の章名中「雇用の促進」を「職業の安定」に改める。

第十九条の見出しを「(雇用率)」に改め、同条第二項を削る。

第六章中第二十條の次に次の三條を加える。
(資料の提供等)

第二十條の二 国は、事業主その他の関係者に

対して、中高年齢者又は身体に障害のある者の雇用を促進し、及び定年の引上げを促進するため、資料の提供その他の援助を行なうようにしなければならない。

(再就職援助計画の作成等)

第二十條の三 公共職業安定所長は、労働省令で定める年齢未満の年齢を定年としている事業所の事業主に対して、定年に達する労働者の職業の安定を図るため必要があると認めるときは、○当該労働者の再就職の援助等に関する計画(以下この条において「再就職援助計画」という。)の作成を要請することができる。

2 前項の要請があつた場合には、同項の事業主は、労働省令で定めるところにより、再就職援助計画を作成し、これを公共職業安定所長に提出するものとする。

3 前項の規定により再就職援助計画を作成した事業主は、その雇用する者のうちから、再就職援助担当者を選任し、その者に、当該計画に基づいて、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所と協力して、定年に達する労働者の再就職の援助のための業務を行なわせるものとする。

4 公共職業安定所長は、再就職援助計画を提出した事業主に対して、当該計画の円滑な実施のため必要な助言その他の援助を行なうものとする。

(国の行ない再就職促進措置)
第二十條の四 国は、定年に達する労働者について職業指導、職業紹介、職業訓練その他の措置が効果的に関連して実施されるように配慮し、当該労働者の再就職を促進するように努めるものとする。

第二十一條第一項中「労働省令で定めるところにより」を「雇入れに係るものにあつては労働省令で定めるところにより、雇入れに係るものにあつては当該雇用量の變動の前に労働省令で定めるところにより」に改め、同条第二項中「政令で定めるところ

により」に改め、同条第二項中「政令で定めるところ

により」に改め、同条第二項中「政令で定めるところ

により」に改め、同条第二項中「政令で定めるところ

により」に改め、同条第二項中「政令で定めるところ

により」に改め、同条第二項中「政令で定めるところ

により「雇入れに係るものにあつては政令で定めるところにより、離職に係るものにあつては当該雇用量の変動の政令で定めるところにより」に改め、同条第三項中「職業安定機関は」を「国は、職業安定機関が」に改め、「行なふこと」の下に「公共の職業訓練機関が職業訓練を行なふこと」を加へる。

第二條 雇用促進事業団法の一部改正

第二條 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三項に次の一号を加へる。

四 心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所の事業主に対して、当該事業所の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備に要する資金の貸付けを行なうこと。

第十九条に次の一項を加へる。

五 事業団は、第一項第四号の業務を行なう場合においては、同号に規定する移転就職者のための宿舍を、移転就職者以外の労働者で、住居の移転を余儀なくされたこと等に伴い、職業の安定を因工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十号)に準じて行なう。

第三條 第二條第一項に規定する移転促進地域から同条第二項に規定する誘導地域への工場移転に伴い住居を移転するために宿舍の確保を図ることが必要であると公共職業安定所長が認めるものに、移転就職者の利用に支障がない限り、貸与することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一條中雇用対策法第二十一條の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えた日から施行する。

2 この法律による改正後の雇用対策法第二十一條の規定(離職に係る雇用量の変動に関する部分に限る)は、同条に規定する雇用量の変動であつて、当該雇用量の変動に係る離職の全部がこの法律の施行(前項ただし書の規定による施行)により、以下同じ)の日以後であるものについて適用し、当該雇用量の変動に係る離職の全部又は一部が同日以前であるものについては、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる雇用量の変動についての雇出に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

前の例による。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十八年七月十日

衆議院議長 河野 謙三殿

参議院議長 前尾繁三郎

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

案 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

労働者災害補償保険法目次中「第三章 保険給付及び保険施設」を

第一章 通則

第二章 業務災害に関する第三章 保険給付

第三章 通則

第四章 業務災害に関する第三章 保険給付

第三章 通則

第四章 業務災害に関する第三章 保険給付

第三章 通則

第四章 業務災害に関する第三章 保険給付

第三章 通則

第四章 業務災害に関する第三章 保険給付

第三章 通則

第四章 業務災害に関する第三章 保険給付

第三章 通則

第四章 業務災害に関する第三章 保険給付

第三章 通則

第四章 業務災害に関する第三章 保険給付

第三章 通則

第四章 業務災害に関する第三章 保険給付

第三章 通則

第四章 業務災害に関する第三章 保険給付

第三章 通則

第四章 業務災害に関する第三章 保険給付

第三章 通則

第四章 業務災害に関する第三章 保険給付

第三章 通則

第四章 業務災害に関する第三章 保険給付

第三章 通則

第四章 業務災害に関する第三章 保険給付

第三章 通則

第四章 業務災害に関する第三章 保険給付

定する疾病の発生が確定した日とする。

第三章中第十二條の二を第八條とし、同条の前

に次の節及び一條を加へる。

第一節 通則

第七條 この法律による保険給付は、次に掲げる

一 労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死

亡(以下「業務災害」という)に関する保険

給付

二 労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は

死亡(以下「通勤災害」という)に関する保

険給付

前項第二号の通勤とは、労働者が、就業に關

し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路

及び方法により往復することをいい、業務の性

質を有するものを除くものとする。

労働者が、前項の往復の経路を逸脱し、又は

同項の往復を中断した場合においては、当該逸

脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、第

一項第二号の通勤としない。ただし、当該逸脱

又は中断が、日用品の購入その他これに準ずる

日常生活上必要な行為をやむを得ない事由によ

り行なうための最少限度のものである場合は、

当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでな

い。

第十二條の三を第九條とする。

第十二條の四「及び葬料」を「葬料、遺族

給付及び葬料給付」に改め、同条を第十條とする。

第十二條の五第一項中「については、」を「つ

ては」に改め、「他の遺族」の下に「遺族年金

については当該遺族年金を受けることができる他

の遺族」を加へ、同条第三項中「遺族補償年金に

ついては、」を「遺族補償年金については第十六條

の二第三項に、遺族年金については第二十二條の

四第三項において準用する」に改め、同条を第十

一條とする。

第十二條の六第二項中「業務上の負傷又は疾病」

を「業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負

傷若しくは疾病」に、「長期傷病補償給付を受け

る権利」を「長期傷病補償給付又は長期傷病給付

を受ける権利」に、「当該負傷」を「これらの負傷」

に改め、「障害補償年金」の下に「又は障害年金」

を、「長期傷病補償給付たる年金」の下に「又は長

期傷病給付たる年金」を加へ、同条を第十二條と

し、同条の次に次の六條を加へる。

第十二條の二 労働者が、故意に負傷、疾病、障

害若しくは死亡又はその直接の原因となつた事

故を生じさせたときは、政府は、保険給付を行

なわな。

労働者が故意の犯罪行為若しくは重大な過失

により、又は正当な理由がなく療養に關する

指示に従わないことにより、負傷、疾病、障害

若しくは死亡若しくはこれらの原因となつた事

故を生じさせ、又は負傷、疾病若しくは障害の

程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたこ

きは、政府は、保険給付の全部又は一部を行な

わな。

第十二條の三 偽りその他不正の手段により保険

給付を受けた者があるときは、政府は、その保

険給付に要した費用に相当する金額の全部又は

一部をその者から徴収することができる。

前項の場合において、事業主(徴収法第八條

第一項又は第二項の規定により元請負人が事業

主とされる場合にあつては、当該元請負人。以

下同じ)が虚偽の報告又は証明をしたためその

保険給付が行なわれたものであるときは、政府

は、その事業主に対し、保険給付を受けた者と

連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ず

ることができる。

徴収法第二十六條、第二十八條、第二十九條

及び第四十一條の規定は、前二項の規定による

徴収金について準用する。

第十二條の四 政府は、保険給付の原因である事

故が第三者の行為によつて生じた場合において

は、保険給付をしたときは、その給付の価額の

限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して

を請求する権利を有する。

昭和四十八年九月十四日 参議院會議録第三十三号

雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案外二件

九〇一

有する損害賠償の請求権を取得する。

前項の場合において、保険給付を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その額の限度で保険給付をしないことができる。

第十二条の五 保険給付を受ける権利は、労働者の退職によつて変更されることはない。

保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

第十二条の六 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として課することはできない。

第十二条の七 保険給付を受ける権利を有する者は、労働省令で定めるところにより、政府に対して、保険給付に關し必要な労働省令で定める事項を届け出、又は保険給付に關し必要な労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

第十三条の前の次に次の節名及び一条を加える。

第二節 業務災害に關する保険給付

第十二条の八 第七条第一項第一号の業務災害に關する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 療養補償給付
- 二 休業補償給付
- 三 障害補償給付
- 四 遺族補償給付
- 五 葬祭料
- 六 長期傷病補償給付

前項の保険給付(長期傷病補償給付を除く)は、労働基準法第七十五条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十条に規定する災害補償の事由が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行なう者に對し、その請求に基づいて行なう。

長期傷病補償給付は、療養補償給付を受ける労働者の負傷又は疾病が療養の開始後三年を経過してもなおらない場合における当該労働者に

對し、政府が必要と認める場合に行なう。

第十五条を次のように改める。

第十五条 障害補償給付は、労働省令で定める障害等級に応じ、障害補償年金又は障害補償一時金とする。

障害補償年金又は障害補償一時金の額は、それぞれ、別表第一又は別表第二に規定する額とする。

第十九条及び第十九条の二を削り、第十九条の三を第十九条とし、第二十条から第二十二条の二までを削る。

第二十二條の三中「この章」を「この節」に、

「保険給付に關し」を「業務災害に關する保険給付に關し」に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の一節を加える。

第三節 通勤災害に關する保険給付

第二十一条 第七条第一項第二号の通勤災害に關する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 療養給付
- 二 休業給付
- 三 障害給付
- 四 遺族給付
- 五 葬祭給付
- 六 長期傷病給付

第二十二条 療養給付は、労働者が通勤(第七条第一項第二号の通勤をいう。以下同じ)により負傷し、又は疾病(労働省令で定めるものに限る。以下この節において同じ)にかつた場合に、当該労働者に對し、その請求に基づいて行なう。

第十三条の規定は、療養給付について準用する。

第二十二條の二 休業給付は、労働者が通勤による負傷又は疾病に係る療養のため労働することのできないために賃金を受けない場合に、当該労働者に對し、その請求に基づいて行なう。

第十四条の規定は、休業給付について準用する。この場合において、同条第一項中「業務上

の」とあるのは「通勤による」と、同条第二項中「労働基準法第七十六条第二項」とあるのは「休業給付を労働基準法第七十六条第一項の休業補償とみなした場合において同条第二項」と読み替へるものとする。

第二十二條の三 障害給付は、労働者が通勤により負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき身体に障害が存する場合に、当該労働者に對し、その請求に基づいて行なう。

障害給付は、第十五条第一項の労働省令で定める障害等級に応じ、障害年金又は障害一時金とする。

第十五条第二項及び第十五条の二並びに別表第一(障害補償年金に係る部分に限る。)及び別表第二(障害補償一時金に係る部分に限る。)の規定は、障害給付について準用する。この場合において、これらの規定中「障害補償年金」とあるのは「障害年金」と、「障害補償一時金」とあるのは「障害一時金」と読み替へるものとする。

第二十二條の四 遺族給付は、労働者が通勤により死亡した場合に、当該労働者の遺族に對し、その請求に基づいて行なう。

遺族給付は、遺族年金又は遺族一時金とする。

第十六条の二から第十六条の九まで並びに別表第一(遺族補償年金に係る部分に限る。)及び別表第二(遺族補償一時金に係る部分に限る。)の規定は、遺族給付について準用する。この場合において、これらの規定中「遺族補償年金」とあるのは「遺族年金」と、「遺族補償一時金」とあるのは「遺族一時金」と読み替へるものとする。

第二十二條の五 葬祭給付は、労働者が通勤により死亡した場合に、葬祭を行なう者に對し、その請求に基づいて行なう。

第十七条の規定は、葬祭給付について準用する。

第二十二條の六 長期傷病給付は、療養給付を受ける労働者の負傷又は疾病が療養の開始後三年を経過してもなおらない場合における当該労働者に對し、政府が必要と認める場合に行なう。

第十八条及び別表第一(長期傷病補償給付たる年金に係る部分に限る。)の規定は、長期傷病給付について準用する。この場合において、同条第二項中「療養補償給付及び休業補償給付」とあるのは、「療養給付及び休業給付」と読み替へるものとする。

第二十二條の七 この節に定めるもののほか、通勤災害に關する保険給付について必要な事項は、労働省令で定める。

第二十三條第一項中「業務災害」の下に「及び通勤災害」を加え、「左の保険施設を行なう」を「次の保険施設を行なう」に改め、同条の前の次の章名を附する。

第三章の二 保険施設

第二十五條第一項中「定めるところにより、」の下に「業務災害に關する保険給付にあつては、」を、「額の限度で」の下に「通勤災害に關する保険給付にあつては通勤災害を業務災害とみなした場合に支給されるべき業務災害に關する保険給付に相當する同法の規定による災害補償の額の限度で」を加え、同項第二号中「事故」を「業務災害の原因である事故」に改め、同条第二項中「第一項又は第二項の規定による」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

政府は、療養給付を受ける労働者(労働省令で定める者を除く)から、二百円をこえない範囲内で労働省令で定める額を一部負担金として徴収する。

政府は、前項の労働者から徴収する同項の一部負担金に充てるため、労働省令で定めるところにより、当該労働者に支払うべき保険給付の額から当該一部負担金の額に相當する額を控除することができる。

第二十八條第一項中「この保険による」の下に「業務災害に関する」を、「第三章」の下に「第一節及び第二節並びに第三章の二」を加え、同条第二項及び第四項中「保険給付」を「業務災害に関する保険給付」に改める。

第二十九條第一項各号列記以外の部分中「掲げる者」に「掲げる者の業務災害に関する」に、「第三章及び」を「第三章第一節及び第二節、第三章の二並びに」に改め、同項第五号及び同条第五項中「保険給付」を「業務災害に関する保険給付」に改める。

第三十八條を第三十七條とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十八條 徴収法第三十七條の規定は第二十五条第一項の規定による徴収金について、同法第三十八條の規定は第二十二條の三第一項及び第二項並びに第二十五条第一項の規定による徴収金について準用する。

第四十二條中「及び葬祭料」を「葬祭料、療養給付、休業給付及び葬祭給付」に、「及び遺族補償給付」を「遺族補償給付、障害給付及び遺族給付」に改める。

第四十五條を次のように改める。

第四十五條 市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市においては、区長とする)は、行政庁又は保険給付を受けようとする者に対して、当該市(特別区を含む)町村の条例で定めるところにより、保険給付を受けようとする者又は遺族の戸籍に關し、無料で証明を行なうことができる。

第四十七條中「又は保険給付」を「若しくは保険給付」に、「又は出頭」を「(以下この条において「報告等」という。若しくは出頭を命じ、又は保険給付の原因である事故が発生させた第三者(第五十三條において「第三者」という。)に対して、報告等)」に改める。

第四十七條の二中「遺族補償年金」の下に「又は遺族年金」を加える。

第四十七條の三中「第二十二條の二」を「第十二條の七」に改める。

第四十九條中「遺族補償年金」の下に「又は遺族年金」を加える。

第五十三條中「団体以外の者」の下に「(第三者を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(通勤災害に関する保険給付についての経過規定)
第二条 この法律による改正後の労働者災害補償保険法(以下「新法」という)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)以後に発生した事故に起因する新法第七條第一項第二号の通勤災害に関する保険給付について適用する。

(通勤災害に関する年金たる保険給付の額の改正に関する暫定措置)
第三条 新法の規定による障害年金、遺族年金及び長期傷病給付については、当分の間、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二十九号)附則第十六條第一項の規定の例により、その額を改定するものとする。(通勤災害に係る遺族に対する一時金の支給に關する暫定措置)

第四条 施行日以後労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第三十号)以下「昭和四十年改正法」という。附則第四十二條第一項に規定する期間の末日までの間に生じた通勤(新法第七條第一項第二号の通勤をいう。次条第一項において同じ。)による死亡(施行日以後に発生した事故に起因する死亡に限る。)に關しては、政府は、昭和四十年改正法附則第四

十二條第一項及び第二項の規定の例により一時金を支給する。

2 前項の一時金は、新法第三章第一節及び第三節並びに第五章の規定の適用については、遺族年金とみなす。

3 昭和四十年改正法附則第四十二條第三項、第四項及び第六項の規定は、第一項の一時金について準用する。この場合において、これらの規定中「第一項」とあるのは「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第七号。以下「昭和四十八年改正法」という。附則第四條第一項」と、同条第三項及び第六項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族年金」と読み替えるものとする。

(遺族年金に関する特例)
第五条 労働者の夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む)、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、労働者の通勤による死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、五十五歳以上六十歳未満であつたもの(新法第二十二條の四第三項において準用する新法第十六條の二第一項第四号に規定する者であつて、新法第二十二條の四第三項において準用する新法第十六條の四第一項第六号に該当しないものを除く)は、新法第二十二條の四第三項において準用する新法第十六條の二第一項第六号の二第一項の規定にかかわらず、当分の間、新法の規定による遺族年金を受けることができる遺族とする。この場合において、新法第二十二條の四第三項において準用する新法第十六條の四第二項中「各号の二」とあるのは「各号の二(第六号を除く。)」と、新法別表第一の遺族補償年金の項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族年金を受けることができる遺族(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第七号)附則第五條第一項に規定する遺族であつて六十歳

未満であるものを除く)とする。

2 昭和四十年改正法附則第四十三條第二項及び第三項の規定は、前項に規定する遺族について準用する。この場合において、同条第二項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族年金」と、同条第三項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族年金」と、「前条」とあるのは「昭和四十八年改正法附則第四條」と読み替えるものとする。

(健康保険法の一部改正)
第六条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十九條ノ六の次に次の一条を加える。

第五十九條ノ七 療養ノ給付、傷病手当金ノ支給又ハ埋葬料ノ支給ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ同一ノ疾病、負傷又ハ死亡ニ關シ労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)ノ規定ニ依リ夫々療養給付若ハ長期傷病給付、休業給付若ハ長期傷病給付又ハ葬祭給付ヲ受クルコトヲ得ベキトキハ之ヲ為サズ

(船員保険法の一部改正)
第七條 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第二項中「障害補償給付」の下に「若ハ障害給付」を加える。

(失業保険法の一部改正)
第八條 失業保険法(昭和四十二年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第九項中「休業補償給付」の下に「又は休業給付」を加える。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)
第九條 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「船員保険法(昭和四十四年法律第七十三号)」の下に「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)」を加え、同条第四項中「船員保険法」の下に「労働者災害補償保険法」を加える。

昭和四十八年九月十四日 参議院會議録第三十三号 雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案外二件

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)
第十条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八
年法律第二百四十五号)の一部を次のように改
正する。
目次中「第二十五条」を「第二十五条の二」に
改める。

第二十五条の表第八十一条第二項の項中

国家公務員災害補償法(昭和二十二
年法律第四十九号)第七
十五条の規定による療養
補償又は労働者災害補償
保険法(昭和二十二年法
律第五十号)の規定によ
る療養補償給付

国家公務員災害補償法第十条の規定によ
る療養補償又はこれに相当する補償

これらの給付を受けている者

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第
七十五条の規定による療養補償又は労働者災害
補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定
による療養補償給付
これらの給付を受けている者(当該傷病につき
労働者災害補償保険法第二十二條の規定による
療養給付の支給開始後三年を経過するまでの間
に組合員の資格を喪失し、同条の規定により継
続して当該療養給付を受けている者を含む。)

改め、同表第八十三条第四項及び第五項の項を次のように改める。

第八十三条第四項	公務によらない廃疾 年金にあつては	
	俸給	職務
第八十三条第五項	公務	職務
	俸給	職務
	平均標準給与の月額	平均標準給与の月額

第五章第二節中第二十五条の次に次の一条を
加える。

(通勤災害に関する給付との調整)

第二十五条の二 前条において準用する国家公
務員共済組合法第五十四条第一項又は第五十

六条第一項若しくは第二項、第六十三條第一
項若しくは第二項、第六十六條第一項若しくは
第二項若しくは第八十七條第一項若しくは
第二項に規定する療養の給付又は療養費、埋
葬料、傷病手当金若しくは廃疾一時金の支給

は、同一の病氣、負傷、廃疾又は死亡に關
し、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法
律第五十号)の規定により、これらの給付に
相当する通勤災害に関する保険給付が行なわ
れることとなつたときは、行なわれない。

2 前条において準用する国家公務員共済組合
法第八十二条第二項の規定にかかわらず、組
合員期間が十年をこえる者に支給する職務に
よらない廃疾年金は、同一の職務傷病によら
ない廃疾に關し労働者災害補償保険法の規定
による障害年金又は長期傷病給付が支給され
ることとなつたときは、これらの保険給付が
行なわれる間、次の各号に掲げる者の区分に
より、その額のうち、その算定の基礎となつ
た平均標準給与の年額に当該各号に掲げる割
合を乗じて得た金額に相当する金額の支給を
停止する。

一 組合員期間が十年以上二十年未満である
者 組合員期間が十年をこえる年数一年に
つき 百分の一
二 組合員期間が二十年以上である者 百分の十

3 職務によらない廃疾年金で、前項の規定に
よりその額のうち一部の金額の支給が停止さ
れているものの額は、その額が、当該職務傷
病によらない廃疾を職務傷病による廃疾とみ
なした場合において支給される職務による廃
疾年金の額(前条において準用する国家公務
員共済組合法第八十二条第一項に規定する額
から前条において準用する同法第八十六条の
規定により支給を停止すべき金額を控除した
額とする。)をこえるときは、当該職務による
廃疾年金の額に相当する額とする。

(厚生年金保険法の一部改正)
第十一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第
百十五号)の一部を次のように改正する。
第五十六条第三号中「障害補償給付」の下に
「若しくは障害給付」を加える。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)
第十二条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十
三年法律第九十九号)の一部を次のように改
正する。

第三十九条第二項中「又はこれに相当する制
度による療養の給付又は療養費の支給」を「若
しくはこれに相当する制度による療養の給付若
しくは療養費の支給又は労働者災害補償保険法
の規定による療養給付」に改める。
第四十三条の見出しを「障害年金と障害補償
等との調整」に改め、同条に次の二項を加え
る。

2 組合員期間が十年以上である者に支給する
職務によらない障害年金は、その職務外傷病
について労働者災害補償保険法の規定による
障害年金が支給され、又は長期傷病給付が行
なれることとなつたときは、これらの保険
給付が行なわれる間、次の各号に掲げる者の
区分により、その額のうち、その算定の基礎
となつた平均標準給与の年額に当該各号に掲
げる割合を乗じて得た額に相当する額の支給
を停止する。

一 組合員期間が十年以上二十年未満である
者 組合員期間が十年をこえる年数一年に
つき 百分の一
二 組合員期間が二十年以上である者 百分の十

3 職務によらない障害年金で、前項の規定に
よりその額のうち一部の額の支給が停止され
ているものの額は、その額が、当該職務外傷
病を職務上傷病とみなした場合において支給
される職務による障害年金の額(第三十九条
の二第一項に規定する額から第一項の規定に
より支給を停止すべき額を控除した額とす
る。)をこえるときは、当該職務による障害年
金の額に相当する額とする。
第四十四条第二項中「職務によらない障害年
金」の下に「で当該職務外傷病について労働者

災害補償保険法の規定による障害給付を受ける権利を有しない者に係るもの」を加える。

第四十五条第一項中「又は職務外傷病」の下に「(労働者災害補償保険法の規定による障害給付の支給を受けないものに限る。)」を加える。

(国民健康保険法の一部改正)

第十三条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中「若しくは長期傷病補償給付」を「長期傷病補償給付、療養給付若しくは長期傷病給付」に改める。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

第十四条 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第五項中「休業補償給付」の下に「又は休業給付」を加える。

(昭和四十年改正法の一部改正)

第十五条 昭和四十年改正法の一部を次のように改正する。

附則第四十二条第五項中「第三章及び」を「第三章第一節及び第二節並びに」に改める。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第十六条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「過去三年間の」の下に「業務災害(同法第七条第一項第一号の業務災害をいう。以下同じ。及び通勤災害(同項第二号の通勤災害をいう。第三項において同じ。に係る)を加え、同条第三項中「労災保険法の規定による」の下に「業務災害に関する」を、「応ずる部分の額」の下に「から同法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の通勤災害に係る災害率その他の事情を考慮して労働大臣の定める率(以下「通勤災害に係る率」という。))に應ずる部分の額を減じた額を、「当該事業

業についての労災保険率」の下に「から通勤災害に係る率を減じた率」を、「引き上げ又は引き下げた率」の下に「通勤災害に係る率を加えた率」を加える。

第十三条中「同法の規定による」を「業務災害に関する」に改め、「引き上げ又は引き下げられた率」の下に「から通勤災害に係る率を減じた率」を加える。

第十四条第一項中「事業についての」の下に「業務災害に係る」を加える。

第二十条第一項中「応ずる部分の額」の下に「から通勤災害に係る率に應ずる部分の額を減じた額」を加え、同項第二号中「労災保険法の規定による」の下に「業務災害に関する」を、「一般保険料に係る確定保険料の額」の下に「から通勤災害に係る率に應ずる部分の額を減じた額」を加える。

第三十五条第三項中「第十九条の二第三項及び第二十五条第二項」を「第十二条の三第三項及び第二十五条第四項」に改め、同条第四項中「第十九条の二第二項」を「第十二条の三第二項」に改める。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 施行日の属する保険年度及びこれに引き続く三保険年度においては、前条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第一項中「過去三年間の業務災害(同法第七条第一項第一号の業務災害をいう。以下同じ。及び通勤災害(同項第二号の通勤災害をいう。第三項において同じ。に係る災害率」とあるのは「過去三年間の業務災害(同法第七条第一項第一号の業務災害をいう。以下同じ。に係る災害率並びに労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第

号。以下「昭和四十八年改正法」という。))の施行の日の属する保険年度及びこれに引き続く三保険年度における通勤災害(同項第二号の通勤災害をいう。第三項において同じ。に係る災害率又はその予想値」と、同条第三項中「過去三年間の通勤災害に係る災害率」とあるのは「昭和四十八年改正法の施行の日の属する保険年度及びこれに引き続く三保険年度における通勤災害に係る災害率又はその予想値」とする。

第十八条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十七条の規定は、この法律の施行の際現に労働保険の保険料の徴収等に関する法律第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の施行日の属する保険年度に係る労働保険料については、適用しない。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十九条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第三号中「第十八条第一項又は第二項」を「第十八条第一項若しくは第二項又は第十八条の二第一項若しくは第二項」に改める。

第十八条第一項中「新労災保険法第三章」を「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号。次条において「昭和四十八年改正法」という。))による改正後の労災保険法(以下この条及び次条において「改正労災保険法」という。第三第一節及び第二節)に改め、同条第二項中「新労災保険法」を「改正労災保険法」に改め、「第三章」の下に「第一節及び第二節」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 政府は、当分の間、事業主の申請により、当該事業主の事業についての労災保険に係る保険関係の成立前に発生した通勤(改正労災保険法第七条第一項第二号の通勤をいう。次項において同じ。))による負傷又は疾病(昭和四十八年改正法の施行の日以後に発生した事故に起因する負傷又は疾病に限る。次項において同じ。))につき療養を必要とするに認められる労働者であつて、当該負傷又は疾病の原因である事故の発生した時に於いて当該事業に使用されていたものに関しても、当該負傷又は疾病が労災保険に係る保険関係の成立後に発生したものとみなして、改正労災保険法第三章第一節及び第三節の規定により、長期傷病給付を行ふことができる。

3 事業主は、その使用する労働者の過半数が希望する場合には、前二項の申請をしななければならない。

第十九条第一項中「前条第一項又は第二項」を「第十八条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項」に改め、同条第三項の表第四十二條、第四十三條第一項及び第四十五條第二項の項中「整備法第十八条」の下に「第十八条の二」を加える。

(労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

昭和四十八年九月十四日 参議院會議録第三十三号 雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案外二件

第二十條 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第三條のうち労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二條第三項の改正規定中「労働保険率」の下に「から通勤災害に係る事を減じた率」を加える。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

船員保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十八年七月十日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法(昭和四十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三條ノ七第二項中「職務上ノ事由」の下に「(通勤(労働者災害補償保険法(昭和四十二年法律第五十号)第七條第一項第二号ノ通勤ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ含ム第二十五條ノ二第一項及第四十九條ノ二ヲ除キ以下之ニ同ジ)を加え、同条第三項中「職務外ノ事由」を「職務上ノ事由以外ノ事由(以下職務外ノ事由ト称ス)に改める。

第二十八條第二項中「職務上ノ事由以外ノ事由(以下職務外ノ事由ト称ス)を「職務外ノ事由」に改める。

第四十二條第一項中「其ノ廃疾ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額ニ相当スル金額」を「最終標準報酬月額ニ其ノ基礎ト為リタル廃疾ノ程度ニ応ジ別表第一ノ三ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額」に、「其ノ額其ノ」を「其ノ額其ノ際

ノに改め、同条第三項中「前項」に改め、同条第二項を削る。

第四十二條ノ二第一項中「其ノ廃疾ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額ニ相当スル金額」を「最終標準報酬月額ニ其ノ基礎ト為リタル廃疾ノ程度ニ応ジ別表第一ノ三ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額」に改め、同条第二項を削る。

第四十二條ノ三第三項中「其ノ廃疾ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額ニ相当スル金額」を「最終標準報酬月額ニ其ノ基礎ト為リタル廃疾ノ程度ニ応ジ別表第一ノ三ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額」に改め、同条第四項を削る。

第五十條ノ八第一項第一号中「其ノ廃疾ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額ニ相当スル金額」を「最終標準報酬月額ニ其ノ基礎ト為リタル廃疾ノ程度ニ応ジ別表第一ノ三ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額」に改め、同条第二項を削る。

第五十八條第一項中「対応スルモノ」の下に「及通勤ニ因ル疾病、負傷、廃疾又ハ死亡ニ関スル保険給付」を加える。

第五十九條ノ二第二項中「費用」の下に「及通勤ニ因ル疾病、負傷、廃疾又ハ死亡ニ関スル保険給付ニ要スル費用(政令ヲ以テ定ムル部分ヲ除ク)」を加える。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二條 この法律の施行の日前に発生した事故に起因する通勤(改正後の第二十三條ノ七第二項に規定する通勤をいう)による疾病、負傷、廃疾又は死亡に関する保険給付については、なお従前の例による。

(職務上の事由による傷病手当金の額の改定に関する暫定措置)

第三條 改正後の第二十三條ノ七第二項に規定する職務上の事由による傷病手当金を受ける権利を有する被保険者であつた者の当該傷病手当金については、当分の間、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百三十三号)附則第四十一條の規定による長期傷病補償給付の額の改定の措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、その額を改定することができる。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正)

第四條 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「職務上の事由」の下に「(船員保険法第二十三條ノ七第二項に規定する通勤を含む。以下同じ)を加え、同項」を「前項」に、「船員保険法」を「同法」に改める。

(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第五條 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五條中「職務上の事由」の下に「(船員保険法第二十三條ノ七第二項に規定する通勤を含む)を加える。

「大橋和孝君登壇、拍手」

○大橋和孝君 ただいま議題となりました三法案につきまして、委員会の審議の経過と結果を御報告いたします。

雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案は、高年齢者に対する職業の安定化対策の拡充と、心身障害者に対する職場確保の促進施策の拡充をはかるために二法律を改正するものであります。

高年齢者対策としては、国において定年引き上げの円滑な実施を促進するに必要な施策を充実すること、事業主において、定年に達する労働者の再就職援助計画を作成し、再就職援助担当者を選任すべきことを定めております。障害者対策としては、多数の心身障害者を雇用する事業主に対して、雇用促進事業団から融資の道を開くこととしております。

次に、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案は、最近の交通災害多発の状況にかんがみ、通勤災害について、事業主の負担による保険給付等を行ない、保険給付の種類、内容は業務上の災害に関する保険給付に準ずるものとする。また、保険関係が成立していない事業主の労働者についても、業務災害に関する保険給付の特例に準じた措置を講ずること等を内容とするものであります。

次に、船員保険法の一部を改正する法律案は、労働者災害補償保険法の改正と同様に、通勤災害について、職務上の災害に準じた保険給付等を行なうこと、また、職務上の傷病手当金について、職務上の年金に準じた額に改めることを内容とするものであります。

委員会におきましては、以上三法案を一括して審議を行ない、九月十三日、質疑を終了し、採決の結果、三法案とも、いずれも全会一致をもって衆議院送付案とおり可決すべきものと決しました。

なお、雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案につきましては、定年引き上げの早期実現、高年齢労働者の職業の安定をはかるための各種施策の充実、心身障害者の雇用の促進等を内容とする附帯決議を、また、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案につきましましては、通勤災害を業務上の災害とすることの検討、労働者災害補償給付改善、災害の予防及び職業病の発生防止等を内容とする附帯決議を、いずれも全会

一致をもって付することに決しました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより三案を一括して採決いたします。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、三案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十六分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長	河野 謙三君
副議長	森 八三一君
塩出 啓典君	喜屋武眞榮君
野末 和彦君	内田 善利君
栗林 卓司君	藤井 恒男君
青島 幸男君	原田 立君
中村 利次君	高田 浩運君
上林 繁次郎君	矢追 秀彦君
三木 忠雄君	阿部 憲一君
木島 則夫君	萩原幽香子君
玉置 猛夫君	黒柳 明君
中沢伊登子君	熊谷太三郎君
中尾 辰義君	渋谷 邦彦君
宮崎 正義君	高山 恒雄君
濱田 幸雄君	多田 省吾君
小平 芳平君	向井 長年君
村尾 重雄君	小山邦太郎君

中村 登美君	斎藤 十朗君
中西 一郎君	君 健男君
細川 護熙君	原文兵衛君
橋本 繁蔵君	中村 楨二君
棚田 四郎君	竹内 藤男君
山崎 五郎君	長屋 茂君
若林 正武君	松垣徳太郎君
久次米健太郎君	亀井 善彰君
長田 裕二君	石本 茂君
佐藤 隆君	林田悠紀夫君
安田 隆明君	源田 実君
二本 謙吾君	丸茂 重貞君
玉置 和郎君	山内 一郎君
宮崎 正雄君	小笠 公昭君
堀本 宜実君	大森 久司君
植木 光教君	青木 一男君
植竹 春彦君	木内 四郎君
杉原 荒太君	上原 正吉君
松平 勇雄君	剣木 亨弘君
古池 信三君	鬼丸 勝之君
矢野 登君	志村 愛子君
高橋 邦雄君	柴立 芳文君
古賀雷四郎君	黒住 忠行君
河本嘉久蔵君	初村瀧一郎君
渡辺 一太郎君	山崎 竜男君
世耕 政隆君	斎藤 寿夫君
高橋雄之助君	菅野 儀作君
佐田 一郎君	中津井 真君

寺本 広作君	久保田藤麿君
木村 睦男君	柳田桃太郎君
船田 謙君	町村 金五君
橋 直治君	高橋文五郎君
岡本 悟君	徳永 正利君
鹿島 俊雄君	米田 正文君
柴田 栄君	大谷藤之助君
大竹平八郎君	江藤 智君
平井 太郎君	安井 謙君
西田 信一君	後藤 義隆君
郡 祐一君	吉武 恵市君
塩見 俊二君	山本敬三郎君
寺下 岩蔵君	田 英夫君
川野辺 静君	金井 元彦君
片山 正英君	堀木 又三君
上田 哲君	工藤 良平君
嶋崎 均君	今泉 正二君
戸田 菊雄君	前川 旦君
杉原 一雄君	山本茂一郎君
藤田 正明君	沢田 政治君
野々山一三君	大橋 和孝君
杉山善太郎君	楠 正俊君
土屋 義彦君	内藤善三郎君
西村 尚治君	松永 忠二君
森中 守義君	西村 関一君
林 虎雄君	平島 敏夫君
山本 利壽君	山下 春江君
阿具根 登君	山崎 昇君

国務大臣

増原 恵吉君	田口長治郎君
八木 一郎君	羽生 三七君
加藤シヅエ君	鶴岡 哲夫君
鈴木 強君	片岡 勝治君
辻 一彦君	佐々木静子君
須原 昭二君	香脱タケ子君
小谷 守君	神沢 浄君
宮之原貞光君	加藤 進君
竹田 四郎君	松本 英一君
小笠原貞子君	田中寿美子君
川村 清一君	中村 波男君
鈴木 力君	森 勝治君
村田 秀三君	塚田 大願君
星野 力君	松本 賢一君
小林 武君	瀬谷 英行君
西ヶ久保重光君	渡辺 武君
須藤 五郎君	竹田 現照君
占部 秀男君	横川 正市君
大矢 正君	戸叶 武君
小柳 勇君	河田 賢治君
岩間 正男君	加瀬 完君
小野 明君	成瀬 幡治君
藤田 進君	秋山 長造君
春日 正一君	
厚生 大臣	齋藤 邦吉君
農林 大臣	櫻内 義雄君
通商産業大臣	中曾根康弘君

昭和四十八年九月十四日 参議院會議録第三十三号 議長の報告事項

労働大臣 加藤常太郎君
建設大臣 金丸 信君

議長の報告事項

去る十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 渡辺 武君
大蔵委員 野坂 参三君
文教委員 高橋雄之助君

同 竹内 藤男君

農林水産委員

運輸委員 梶木 又三君

通信委員 山田 勇君

同 小笠原貞子君

建設委員 青島 幸男君

予算委員 金井 元彦君

決算委員 古賀雷四郎君

議院運営委員 君 健男君

同 棚辺 四郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 小笠原貞子君

大蔵委員 渡辺 武君

文教委員 梶木 又三君

同 金井 元彦君

農林水産委員 高橋雄之助君

運輸委員 青島 幸男君

通信委員

建設委員

予算委員

決算委員

議院運営委員

同

同日議長運営委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 田淵 哲也君 (田淵哲也君の補欠)

理事 渡辺 武君 (渡辺武君の補欠)

同日本院は、衆議院回付の左の内閣提出案に対する衆議院の修正に同意した旨衆議院に通知した。

屋外広告物法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

船舶安全法の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

屋外広告物法の一部を改正する法律

船舶安全法の一部を改正する法律

同日内閣総理大臣から議長宛、去る七日付をもつて内閣総理大臣官房総務審議官宮崎隆夫君は公害等調整委員会事務局局長に、内閣総理大臣官房管理室長佐々成美君は同官房総務審議官に、総理府統計局長加藤泰守君は沖繩開発事務次官に、公害等調整委員会事務局局長川村皓章君は総理府統計局長にそれぞれ任命されたので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第七十一回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

内閣総理大臣官房総務審議官 佐々 成美君

内閣総理大臣官房管理室長 伊藤 廣一君

総理府統計局長 川村 皓章君

公害等調整委員会事務局局長 宮崎 隆夫君

去る十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 鬼丸 勝之君

法務委員 鈴木 強君

農林水産委員 初村瀧一郎君

運輸委員 橋 直治君

同 菅野 儀作君

通信委員 松本 賢一君

建設委員 中村 慎二君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 古賀雷四郎君

法務委員 松本 賢一君

農林水産委員 橋 直治君

運輸委員 初村瀧一郎君

同 中村 慎二君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員 川村 清一君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員 瀬谷 英行君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員 成瀬 幡治君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員 森 元治郎君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員会 理事 嶋崎 均君 (嶋崎均君の補欠)

理事 成瀬 幡治君 (成瀬幡治君の補欠)

建設委員会 理事 竹内 藤男君 (竹内藤男君の補欠)

同日議員から左の懲罰動議が撤回された。

議員黒柳明君を懲罰に付するの動議 (内藤三郎君外一名提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣総理大臣官房総務審議官佐々成美君外三名(去る十日議長承認)を第七十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 古賀雷四郎君

法務委員 松本 賢一君

農林水産委員 橋 直治君

運輸委員 初村瀧一郎君

同	中村 禎二君	沖繩及び北方問題 に関する特別委員	山崎 五郎君	同日議長において、 常任委員の補欠を左の通り指 名した。	松本 英一君	災害対策特別委員	同日議長において、 常任委員の補欠を左の通り指 名した。	松本 英一君
同	青島 幸男君	災害対策特別委員	松本 英一君	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	熊谷太三郎君	同	同日議長において、 常任委員の補欠を左の通り指 名した。	戸田 菊雄君
通信委員	鈴木 強君	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	長谷川 仁君	同	上田 稔君	同	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	村田 秀三君
同	山田 勇君	沖繩及び北方問題 に関する特別委員	成瀬 幡治君	同	志村 愛子君	同	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	杉山善太郎君
建設委員	鬼丸 勝之君	災害対策特別委員	鬼丸 勝之君	同	田代富士男君	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。
同	菅野 儀作君	災害対策特別委員	柴立 芳文君	同	渡辺 武君	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。
予算委員	棚辺 四郎君	災害対策特別委員	片山 正英君	同	伊部 真君	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。
決算委員	岩動 道行君	災害対策特別委員	藤原 房雄君	同	塚田 大願君	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。
議院運営委員	古賀雷四郎君	災害対策特別委員	小笠原貞子君	同	川村 清一君	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。
同	健男君	災害対策特別委員	川村 清一君	同	渡辺 武君	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。
同日議長において、 常任委員の補欠を左の通り指 名した。	鬼丸 勝之君	災害対策特別委員	渡辺 武君	同	青島 幸男君	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。
地方行政委員	鈴木 強君	災害対策特別委員	梶木 又三君	同	山田 勇君	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。
同	初村瀧一郎君	災害対策特別委員	志村 愛子君	同	菅野 儀作君	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。
農林水産委員	橋 直治君	災害対策特別委員	高橋雄之助君	同	柴立 芳文君	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。
運輸委員	菅野 儀作君	災害対策特別委員	塚田 大願君	同	藤原 房雄君	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。
同	山田 勇君	災害対策特別委員	伊部 真君	同	成瀬 幡治君	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。
通信委員	松本 賢一君	災害対策特別委員	青島 幸男君	同	中村 英男君	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。
同	青島 幸男君	災害対策特別委員	熊谷太三郎君	同	大橋 和孝君	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。
建設委員	古賀雷四郎君	災害対策特別委員	竹内 藤男君	同	森 元治郎君	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。
同	中村 禎二君	災害対策特別委員	上田 稔君	同	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。
予算委員	古賀雷四郎君	災害対策特別委員	田代富士男君	同	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。
決算委員	君 健男君	災害対策特別委員	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。
議院運営委員	棚辺 四郎君	災害対策特別委員	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。
同	岩動 道行君	災害対策特別委員	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。	同日議長において、 特別委員の補欠を左の通り指 名した。
同日議長において、 左の特別委員の 辞任を許可し た。	同日議長において、 左の特別委員の 辞任を許可し た。	同日議長において、 左の特別委員の 辞任を許可し た。	同日議長において、 左の特別委員の 辞任を許可し た。	同日議長において、 左の特別委員の 辞任を許可し た。	同日議長において、 左の特別委員の 辞任を許可し た。	同日議長において、 左の特別委員の 辞任を許可し た。	同日議長において、 左の特別委員の 辞任を許可し た。	同日議長において、 左の特別委員の 辞任を許可し た。

昭和四十八年九月十四日 参議院會議録第三十三号 議長の報告事項

同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 筑波研究学園都市の現地調査を行なう。

一、派遣委員

永野 鎮雄 楠 正俊

宮之原貞光 中村 登美

小林 武 鈴木美枝子

矢追 秀彦 萩原幽香子

加藤 進

一、派遣地 茨城県

一、期間 九月十四日一日間

一、費用 概算七七、四〇〇円

右の通り議決した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

昭和四十八年九月十三日

文教委員長 永野 鎮雄

参議院議長 河野 謙三殿

同日議員から左の質問主意書が提出された。

中南米移住者の実態及び対策に関する質問主意書(植木光教君提出)

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円
(送料別)
発行所 東京都港区赤坂英町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(内線)